第３４号議案

新宿区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和６年２月２１日

提出者　新宿区長　　吉住　健一

新宿区介護保険条例の一部を改正する条例

新宿区介護保険条例（平成12年新宿区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第10条の3中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第8条第23項第1号に掲げるサービス」に改める。

第11条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号中「3万4,560円」を「3万3,264円」に改め、同項第2号中「4万6,080円」を「4万3,560円」に改め、同項第3号中「5万3,760円」を「5万1,876円」に改め、同項第4号中「6万1,440円」を「6万3,360円」に改め、同項第5号中「7万6,800円」を「7万9,200円」に改め、同項第6号中「8万4,480円」を「8万7,120円」に改め、同号ア中「、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該給与所得及び当該公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし」を削り、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第7号中「9万2,160円」を「9万5,040円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第8号中「10万7,520円」を「11万880円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第9号中「11万9,040円」を「12万2,760円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第10号中「14万2,080円」を「14万6,520円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第11号中「16万560円」を「16万6,320円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第12号中「18万8,160円」を「19

万4,040円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第13号中「22万2,720円」を「22万9,680円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第14号中「25万3,440円」を「26万9,280円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第15号中「26万8,800円」を「30万8,880円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第17号イ」を加え、同項第16号中「28万4,160円」を「45万9,360円」に改め、同号を同項第18号とし、同項第15号の次に次の2号を加える。

⑯　次のいずれかに該当する者　34万8,480円

ア　合計所得金額が3,500万円以上4,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料率についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（⑴に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

⑰　次のいずれかに該当する者　40万3,920円

ア　合計所得金額が4,500万円以上5,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料率についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（⑴に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第11条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改める。

第13条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「から第9号」を「から第13号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の第 11 条の規定は、令和 6 年度分の保険料率から適用し、令和 5 年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。

（提案理由）

令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度における第 1 号被保険者の保険料率を定めるとともに、合計所得金額の計算方法の特例措置を廃止するほか、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号）の施行による介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の改正等に伴い規定を整備する必要があるため